

「消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>標題のことについては、別紙のとおり定めたから、<u>令和元年 10 月 1 日</u>以降は、これによらねたい。</p> <p>ただし、第 1 号様式「消費税簡易課税制度選択届出書」の様式は<u>令和元年 7 月 1 日</u>からこれによる。</p> <p>なお、本通達に定めがない様式は、平成 7 年 12 月 25 日付課消 2-26 ほか 4 課共同「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）の別紙による。</p> <p>（理由）</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）附則、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成 28 年政令 第 148 号）附則及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年財務省令第 20 号）附則の規定により、<u>令和元年 10 月 1 日</u>から消費税の軽減税率制度が実施されることに伴い、消費税に関する申告書等の様式を定めるものである。</p> <p>別紙</p> <p>2 申告関係</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 法第 43 条第 3 項、第 45 条第 5 項又は第 46 条第 3 項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p>	<p>標題のことについては、別紙のとおり定めたから、<u>平成 31 年 10 月 1 日</u>以降は、これによらねたい。</p> <p>ただし、第 1 号様式「消費税簡易課税制度選択届出書」の様式は<u>平成 31 年 7 月 1 日</u>からこれによる。</p> <p>なお、本通達に定めがない様式は、平成 7 年 12 月 25 日付課消 2-26 ほか 4 課共同「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）の別紙による。</p> <p>（理由）</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）附則、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成 28 年政令 第 148 号）附則及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年財務省令第 20 号）附則の規定により、<u>平成 31 年 10 月 1 日</u>から消費税の軽減税率制度が実施されることに伴い、消費税に関する申告書等の様式を定めるものである。</p> <p>別紙</p> <p>2 申告関係</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 法第 43 条第 3 項、第 45 条第 5 項又は第 46 条第 3 項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ (1)のイの申告書</p> <p>第4-(9)号様式の「付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(一般用)」及び第4-(10)号様式の「付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(一般用)」</p> <p>ロ (1)のロの申告書</p> <p>第4-(11)号様式の「付表4-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(簡易用)」及び第4-(12)号様式の「付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表(簡易用)」</p> <p>(注) 申告に係る課税期間中又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、イ及びロの様式に代えて、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(イ) (1)のイの申告書</p> <p>第4-(1)号様式の「付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」、第4-(2)号様式の「付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産</p>	<p>イ (1)のイの申告書</p> <p>第4-(1)号様式の「付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(一般用)」及び第4-(2)号様式の「付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(一般用)」</p> <p>ロ (1)のロの申告書</p> <p>第4-(3)号様式の「付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(簡易用)」及び第4-(4)号様式の「付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表(簡易用)」</p> <p>(注) 申告に係る課税期間又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合又は同法附則第10条第2項に規定する「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「31年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(イ) (1)のイの申告書</p> <p>第4-(5)号様式の「付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」及び第4-(6)号様式の「付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>産の譲渡等を含む課税期間用</u>〕(一般用)」、第4-(5)号様式の「付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」及び第4-(6)号様式の「付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」</p> <p>(ロ) (1)のロの申告書</p> <p>第4-(3)号様式の「付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」、第4-(4)号様式の「付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」、第4-(7)号様式の「付表4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」及び第4-(8)号様式の「付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」</p> <p>(3) 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第148号)附則第16条第1項《課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続》に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ 改正法附則第38条第1項《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合</p> <p>第5-(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕(売上区分用)」</p>	<p>課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)」</p> <p>(ロ) (1)のロの申告書</p> <p>第4-(7)号様式の「付表4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」及び第4-(8)号様式の「付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)」</p> <p>(3) 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第148号)附則第16条第1項《課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続》に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ 改正法附則第38条第1項《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合</p> <p>第5-(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕(売上区分用)」</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(4) 消費税及び地方消費税の更正の請求書</p> <p>国税通則法第 23 条《更正の請求》、法第 56 条《前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例》又は地方税法附則第 9 条の 4 《譲渡割の賦課徴収の特例等》の規定による更正の請求は、それぞれ次の事業者の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ イ及びロ共通</p> <p>第 3-(2)号様式「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」及び第 4-(1)号様式から第 5-(3)号様式までのうち、該当する様式を併せて提出する。</p>	<p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(4) 消費税及び地方消費税の更正の請求書</p> <p>国税通則法第 23 条《更正の請求》、法第 56 条《前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例》又は地方税法附則第 9 条の 4 《譲渡割の賦課徴収の特例等》の規定による更正の請求は、それぞれ次の事業者の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ イ及びロ共通</p> <p>第 3-(2)号様式「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」、第 4-(1)号様式「<u>付表 1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(一般用)</u>」、第 4-(2)号様式「<u>付表 2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(一般用)</u>」、第 4-(3)号様式「<u>付表 4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(簡易用)</u>」、第 4-(4)号様式「<u>付表 5-1 控除対象仕入税額等の計算表(簡易用)</u>」、第 4-(5)号様式「<u>付表 1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)</u>」、第 4-(6)号様式「<u>付表 2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(一般用)</u>」、第 4-(7)号様式「<u>付表 4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)</u>」、第 4-(8)号様式「<u>付表 5-2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕(簡易用)</u>」、第 5-(1)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10 営業日)を使用する課税期</p>

改正後	改正前
	<p><u>間用] (売上区分用)」、第5-(2)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用] (売上区分用)」及び第5-(3)号様式「課税仕入れ等の税額の計算表 [小売等軽減売上割合を使用する課税期間用] (仕入区分用)」のうち、該当する様式を併せて提出する。</u></p>

改正後

第1号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

※ この届出書を所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年七月一日以後提出する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十条第一項の規定により提出しようとする場合には、令和元年七月一日以後提出する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十条第一項の規定により提出

Form for '改正後' (After Amendment) with fields for recipient info, business details, and tax status.

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第1号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

※ この届出書を所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年七月一日以後提出する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十条第一項の規定により提出

Form for '改正前' (Before Amendment) with fields for recipient info, business details, and tax status.

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

第3-(1)号様式

納税地、(フリガナ)名又は屋号、個人番号又は法人番号、(フリガナ)代表者氏名又は氏名、一連番号、申告年月日、申告区分、指導等庁指定、地指定、通達日付印、確認印、個人番号カード通知カード・運転免許証その他、身元確認、年 月 日、欄別 区分1 区分2 区分3

第3-(1)号様式

納税地、(フリガナ)名又は屋号、個人番号又は法人番号、(フリガナ)代表者氏名又は氏名、一連番号、申告年月日、申告区分、指導等庁指定、地指定、通達日付印、確認印、個人番号カード通知カード・運転免許証その他、身元確認、年 月 日、欄別 区分1 区分2 区分3

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書 対象期間 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書 対象期間 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

第一表 平成三十一年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ① 消費税額 ② 控除過大調整税額 ③ 控除対象仕入税額 ④ 控除対象等対価に係る税額 ⑤ 貸倒れに係る税額 ⑥ 控除標準額小計 (④+⑤+⑥) ⑦ 控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧ 差引税額 (⑧+③-⑦) ⑨ 中間納付税額 ⑩ 納付税額 (⑩-①) ⑪ 中間納付還付税額 (⑪-⑩) ⑫ 既確定税額 ⑬ 差引納付税額 ⑭ 課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮ 課税資産の譲渡等の対価の額 ⑯ 地方消費税の課税標準額 ⑰ 控除不足還付税額 ⑱ 差引税額 ⑲ 課税標準額 ⑳ 納付税額 ㉑ 中間納付還付税額 ㉒ 納付還付税額 (㉒-⑱) ㉓ 中間納付還付課税割額 (㉓-⑱) ㉔ 既確定税額 ㉕ 差引納付税額 ㉖

付対賦基準の適用 延払基準等の適用 工事進行基準の適用 現金主義会計の適用 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 課税売上割合95%未満 上記以外 全額控除 基礎期間の課税売上高 千円 課税資産の譲渡等の対価の額 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 郵便局等 本店・支所 預金口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号 郵便局名等 ※税務署整理欄 税理士 署名押印 (電話番号 - -)

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ⑯ 税理士法第30条の書面提出有 ⑰ 税理士法第33条の2の書面提出有

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ① 消費税額 ② 控除過大調整税額 ③ 控除対象仕入税額 ④ 控除対象等対価に係る税額 ⑤ 貸倒れに係る税額 ⑥ 控除標準額小計 (④+⑤+⑥) ⑦ 控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧ 差引税額 (⑧+③-⑦) ⑨ 中間納付税額 ⑩ 納付税額 (⑩-①) ⑪ 中間納付還付税額 (⑪-⑩) ⑫ 既確定税額 ⑬ 差引納付税額 ⑭ 課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮ 課税資産の譲渡等の対価の額 ⑯ 地方消費税の課税標準額 ⑰ 控除不足還付税額 ⑱ 差引税額 ⑲ 課税標準額 ⑳ 納付税額 ㉑ 中間納付還付税額 ㉒ 納付還付税額 (㉒-⑱) ㉓ 中間納付還付課税割額 (㉓-⑱) ㉔ 既確定税額 ㉕ 差引納付税額 ㉖

付対賦基準の適用 延払基準等の適用 工事進行基準の適用 現金主義会計の適用 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 課税売上割合95%未満 上記以外 全額控除 基礎期間の課税売上高 千円 課税資産の譲渡等の対価の額 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 郵便局等 本店・支所 預金口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号 郵便局名等 ※税務署整理欄 税理士 署名押印 (電話番号 - -)

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ⑯ 税理士法第30条の書面提出有 ⑰ 税理士法第33条の2の書面提出有

改正後

改正前

第3-②号様式

第3-②号様式

課税標準額等の内訳書

課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算	
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/> 附則38①
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/> 附則38②
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/> 附則39①

改正法附則による税額の特例計算	
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/> 附則38①
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/> 附則38②
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/> 附則39①

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

自 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 中間申告の場合の
至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 対象期間

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

自 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 中間申告の場合の
至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 対象期間

課税標準額	①	十 千 百 十 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百
※申告書(第一表)の①欄へ		0 0 0

課税標準額	①	十 千 百 十 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 千 百
※申告書(第一表)の①欄へ		0 0 0

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	
	4 % 適用分	③	
	6.3 % 適用分	④	
	6.24 % 適用分	⑤	
	7.8 % 適用分	⑥	
		⑦	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)	6.3 % 適用分	⑧	
	7.8 % 適用分	⑨	
		⑩	

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	
	4 % 適用分	③	
	6.3 % 適用分	④	
	6.24 % 適用分	⑤	
	7.8 % 適用分	⑥	
		⑦	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)	6.3 % 適用分	⑧	
	7.8 % 適用分	⑨	
		⑩	

消費税額	⑪		
※申告書(第一表)の②欄へ			
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	
	4 % 適用分	⑬	
	6.3 % 適用分	⑭	
	6.24 % 適用分	⑮	
	7.8 % 適用分	⑯	

消費税額	⑪		
※申告書(第一表)の②欄へ			
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	
	4 % 適用分	⑬	
	6.3 % 適用分	⑭	
	6.24 % 適用分	⑮	
	7.8 % 適用分	⑯	

返還等対価に係る税額	⑰	
※申告書(第一表)の⑤欄へ		
⑱の月数	⑱	
売上げの返還等対価に係る税額	⑲	
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑳	

返還等対価に係る税額	⑰	
※申告書(第一表)の⑤欄へ		
⑱の月数	⑱	
売上げの返還等対価に係る税額	⑲	
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑳	

地方消費税の課税標準となる消費税額	4 % 適用分	㉑	
	6.3 % 適用分	㉒	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	

地方消費税の課税標準となる消費税額	4 % 適用分	㉑	
	6.3 % 適用分	㉒	
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	

(注1) ①～⑩及び⑬～⑯は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注1) ①～⑩及び⑬～⑯は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ⑪～⑱欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

(注2) ⑪～⑱欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第二表 令和元年十月一日以後終了課税期間分

第二表 平成三十一年十月一日以後終了課税期間分

改正後

改正前

第3-③号様式

納税地、申告年月日、申告区分、指導等、庁指定、地指定、通達日付印、確認印、個人番号カード、通知カード・運転免許証、身元確認、年月日、指導等年月日、相続区分1、区分2、区分3

第3-③号様式

納税地、申告年月日、申告区分、指導等、庁指定、地指定、通達日付印、確認印、個人番号カード、通知カード・運転免許証、身元確認、年月日、指導等年月日、相続区分1、区分2、区分3

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分（簡易課税用）

第一表 平成三十一年十月一日以後終了課税期間分（簡易課税用）

平成 年 月 日 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

平成 年 月 日 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額①、消費税額②、貨物回収に係る消費税額③、控除対象仕入税額④、控除対象等対価に係る税額⑤、控除対象仕入税額⑥、控除不足運付税額⑧、差引税額⑨、中間納付税額⑩、納付税額⑪、中間納付運付税額⑫、既確定税額⑬、差引納付税額⑭、この課税期間の課税売上高⑮

付加税標準の適用、延払基準等の適用、工事進行基準の適用、現金主義会計の適用、課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用、区分別課税売上高(免税売上高を除く)の売上割合%、第1種~第6種、特別計算適用(令57③)

この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の控除不足運付税額⑰、差引税額⑱、課税標準額⑲、納付税額⑳、中間納付課税割額㉑、納付課税割額㉒、中間納付運付課税割額(前)㉓、既確定税額㉔、差引納付課税割額㉕

銀行、金庫・組合、郵便局、本店・支店、出張所、支所、預金口座番号、ゆうちょ銀行の貯金記号番号、郵便局名等、※税務署管理欄、税理士署名押印、(電話番号)

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額①、消費税額②、貨物回収に係る消費税額③、控除対象仕入税額④、控除対象等対価に係る税額⑤、控除対象仕入税額⑥、控除不足運付税額⑧、差引税額⑨、中間納付税額⑩、納付税額⑪、中間納付運付税額⑫、既確定税額⑬、差引納付税額⑭、この課税期間の課税売上高⑮

付加税標準の適用、延払基準等の適用、工事進行基準の適用、現金主義会計の適用、課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用、区分別課税売上高(免税売上高を除く)の売上割合%、第1種~第6種、特別計算適用(令57③)

この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の控除不足運付税額⑰、差引税額⑱、課税標準額⑲、納付税額⑳、中間納付課税割額㉑、納付課税割額㉒、中間納付運付課税割額(前)㉓、既確定税額㉔、差引納付課税割額㉕

銀行、金庫・組合、郵便局、本店・支店、出張所、支所、預金口座番号、ゆうちょ銀行の貯金記号番号、郵便局名等、※税務署管理欄、税理士署名押印、(電話番号)

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

改 正 後

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		氏名又は名称		
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①	円	円	円	円
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①-1	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※①-①欄は、課税仕入れの対価、かつ、特定課税仕入れによる事業からの記録する。	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①-2	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ
消費税額 ②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ
控除過大調整税額 ③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の③D1欄の合計金額)	(付表2-1の③E1欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除対象仕入税額 ④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の④D1欄の金額)	(付表2-1の④E1欄の金額)	※第一表の④欄へ
返還等対価に係る税額 ⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ
売上げの返還等対価に係る税額 ⑤-1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤-2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-①欄は、課税仕入れの対価、かつ、特定課税仕入れによる事業からの記録する。		※第二表の⑤欄へ
貸倒れに係る税額 ⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑧は欄へ	※⑧は欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑨は欄へ	※⑨は欄へ	
合計差引税額 (⑧-⑨) ⑩	(付表1-2の⑩X欄の金額)			※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ
控除不足還付税額 ⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
差引税額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑩) ⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)	※第二表の⑬欄へ		※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑬欄へ
譲渡付額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑬E欄×22/78)	
割納税額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑬E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 (⑬-⑭) ⑯	(付表1-2の⑯X欄の金額)			※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

〔⑬⑭⑯は終了課税期間用〕

改 正 前

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		氏名又は名称		
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①	円	円	円	円
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①-1	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※①-①欄は、課税仕入れの対価、かつ、特定課税仕入れによる事業からの記録する。	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①-2	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ
消費税額 ②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ
控除過大調整税額 ③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の③D1欄の合計金額)	(付表2-1の③E1欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除対象仕入税額 ④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の④D1欄の金額)	(付表2-1の④E1欄の金額)	※第一表の④欄へ
返還等対価に係る税額 ⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ
売上げの返還等対価に係る税額 ⑤-1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤-2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-①欄は、課税仕入れの対価、かつ、特定課税仕入れによる事業からの記録する。		※第二表の⑤欄へ
貸倒れに係る税額 ⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑧は欄へ	※⑧は欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑨は欄へ	※⑨は欄へ	
合計差引税額 (⑧-⑨) ⑩	(付表1-2の⑩X欄の金額)			※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ
控除不足還付税額 ⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
差引税額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑩) ⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)	※第二表の⑬欄へ〔注1〕		※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑬欄へ
譲渡付額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑬E欄×22/78)〔注2〕	
割納税額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑬E欄×22/78)〔注2〕	
合計差引譲渡割額 (⑬-⑭) ⑯	(付表1-2の⑯X欄の金額)			※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。
3 消費税の課税標準となる消費税額を計算する場合は、(⑫-⑩)に⑬E欄の金額を記載する(⑬E欄の金額は⑬E欄の金額に⑬E欄の金額を記載する)。
① ①-①欄は、課税仕入れの対価、かつ、特定課税仕入れによる事業からの記録する。
② ⑤-①欄は、課税仕入れの対価、かつ、特定課税仕入れによる事業からの記録する。
③ ⑤-②欄は、課税仕入れの対価、かつ、特定課税仕入れによる事業からの記録する。
④ ⑬E欄は、⑬E欄の金額に⑬E欄の金額を記載する(⑬E欄の金額は⑬E欄の金額に⑬E欄の金額を記載する)。
⑤ ⑬E欄は、⑬E欄の金額に⑬E欄の金額を記載する(⑬E欄の金額は⑬E欄の金額に⑬E欄の金額を記載する)。

〔注1,注2は終了課税期間用〕

改 正 後

改 正 前

第4-(2)号様式

第4-(2)号様式

付表2-1

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

付表2-1

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課税期間		氏名又は名称		計	
. . . ~		F	
項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 (X+D+E)	
課税売上額(税抜き) ①	(付表2-2の①の金額) 円	円	円	円	円
免税売上額 ②					
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④					
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤					
非課税売上額 ⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦					
課税売上割合(④/⑦) ⑧				[%]	※繰越控除あり
課税仕入れに係る支払対価の額(税込) ⑨	(付表2-2の⑨の金額)				
課税仕入れに係る消費税額 ⑩	(付表2-2の⑩の金額)	(⑩D欄×6.24/100)	(⑩E欄×7.8/100)		
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪	(付表2-2の⑪の金額)	※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が9%未満かつ、特定課税仕入れの当事者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫	(付表2-2の⑫の金額)		(⑫E欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額 ⑬	(付表2-2の⑬の金額)				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑭	(付表2-2の⑭の金額)				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭) ⑮	(付表2-2の⑮の金額)				
課税売上高が5億円以下かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額) ⑯	(付表2-2の⑯の金額)				
課5課95 税債税% 売未 売未 上調 超割 方式	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑮×④/⑦)	⑰のうち、課税上げにのみ要するもの ⑰	(付表2-2の⑰の金額)		
		⑰のうち、課税上げと非課税上げに共通して要するもの ⑱	(付表2-2の⑱の金額)		
高又合 場は合 がは合	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑮×④/⑦)	⑰のうち、課税上げにのみ要するもの ⑲	(付表2-2の⑲の金額)		
		⑰のうち、課税上げと非課税上げに共通して要するもの ⑳	(付表2-2の⑳の金額)		
控除 調 整	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	控除対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑	(付表2-2の㉑の金額)		
		調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉒	(付表2-2の㉒の金額)		
控除 引	控除対象仕入税額(⑰、⑱又は⑲、⑳)がプラスの時	控除対象仕入税額 ㉓	(付表2-2の㉓の金額)	※付表1-1の①の①欄へ	※付表1-1の①の①欄へ
		控除過大調整税額(⑰、⑱又は⑲、⑳)がマイナスの時 ㉔	(付表2-2の㉔の金額)	※付表1-1の①の①欄へ	※付表1-1の①の①欄へ
貸倒回収に係る消費税額 ㉕	(付表2-2の㉕の金額)	※付表1-1の①の①欄へ	※付表1-1の①の①欄へ		

課税期間		氏名又は名称		計	
. . . ~		F	
項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 (X+D+E)	
課税売上額(税抜き) ①	(付表2-2の①の金額) 円	円	円	円	円
免税売上額 ②					
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④					
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤					
非課税売上額 ⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦					
課税売上割合(④/⑦) ⑧				[%]	※繰越控除あり
課税仕入れに係る支払対価の額(税込) ⑨	(付表2-2の⑨の金額)				
課税仕入れに係る消費税額 ⑩	(付表2-2の⑩の金額)	(⑩D欄×6.24/100)	(⑩E欄×7.8/100)		
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪	(付表2-2の⑪の金額)	※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が9%未満かつ、特定課税仕入れの当事者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫	(付表2-2の⑫の金額)		(⑫E欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額 ⑬	(付表2-2の⑬の金額)				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑭	(付表2-2の⑭の金額)				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭) ⑮	(付表2-2の⑮の金額)				
課税売上高が5億円以下かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額) ⑯	(付表2-2の⑯の金額)				
課5課95 税債税% 売未 売未 上調 超割 方式	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑮×④/⑦)	⑰のうち、課税上げにのみ要するもの ⑰	(付表2-2の⑰の金額)		
		⑰のうち、課税上げと非課税上げに共通して要するもの ⑱	(付表2-2の⑱の金額)		
高又合 場は合 がは合	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑮×④/⑦)	⑰のうち、課税上げにのみ要するもの ⑲	(付表2-2の⑲の金額)		
		⑰のうち、課税上げと非課税上げに共通して要するもの ⑳	(付表2-2の⑳の金額)		
控除 調 整	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	控除対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑	(付表2-2の㉑の金額)	※付表1-1の①の①欄へ	※付表1-1の①の①欄へ
		調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉒	(付表2-2の㉒の金額)	※付表1-1の①の①欄へ	※付表1-1の①の①欄へ
控除 引	控除対象仕入税額(⑰、⑱又は⑲、⑳)がプラスの時	控除対象仕入税額 ㉓	(付表2-2の㉓の金額)	※付表1-1の①の①欄へ	※付表1-1の①の①欄へ
		控除過大調整税額(⑰、⑱又は⑲、⑳)がマイナスの時 ㉔	(付表2-2の㉔の金額)	※付表1-1の①の①欄へ	※付表1-1の①の①欄へ
貸倒回収に係る消費税額 ㉕	(付表2-2の㉕の金額)	※付表1-1の①の①欄へ	※付表1-1の①の①欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 消費税の適用対象となる場合は、付表2-2を作成し、付表2-2を作成し、付表2-2を作成する。
3 ⑩及び⑪欄には、控除、削減、割引など仕入税額の減額等の金額がある場合(仕入税額の減額等の金額を仕入金額から直接控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 消費税の適用対象となる場合は、付表2-2を作成し、付表2-2を作成し、付表2-2を作成する。
3 ⑩及び⑪欄には、控除、削減、割引など仕入税額の減額等の金額がある場合(仕入税額の減額等の金額を仕入金額から直接控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(注) ①は、以後終了課税期間用

(注) ①は、以後終了課税期間用

改正後

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
【経過措置対象県民資産の譲渡等を含む課税期間用】

簡易

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額 ①	(付表4-2の①X欄の金額) 円 000			※第二表の①欄へ 円 000	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1	(付表4-2の①-1X欄の金額)	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	
消費税額 ②	(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ ※第二表の①欄へ	※付表5-1の②E欄へ ※第二表の①欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第二表の①欄へ	
貸倒回収に係る消費税額 ③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ	※付表5-1の③F欄へ ※第一表の①欄へ	
控除額	控除対象仕入税額 ④	(付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の④D欄又は④E欄の金額)	(付表5-1の④F欄又は④G欄の金額) ※第一表の①欄へ	
	返還等対価に係る税額 ⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の⑤D欄へ	※付表5-1の⑤F欄へ ※第二表の①欄へ	
	貸倒れに係る税額 ⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額)		※第一表の①欄へ	
	控除税額小計 ⑦ (④+⑤+⑥)	(付表4-2の⑦X欄の金額)		※第一表の①欄へ	
控除不足還付税額 ⑧ (⑦-②-③)	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※⑧E欄へ	※⑧E欄へ		
差引税額 ⑨ (②+③-⑦)	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※⑨E欄へ	※⑨E欄へ		
合計差引税額 ⑩ (⑨-⑧)				※マイナスの場合は第一表の①欄へ ※プラスの場合は第一表の①欄へ	
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	控除不足還付税額 ⑪	(付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額 ⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 ⑬ (⑫-⑪)	(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第二表の①欄へ	※マイナスの場合は第一表の①欄へ ※プラスの場合は第一表の①欄へ ※第二表の①欄へ	
譲渡 ⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)		
割 ⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)		
納 ⑯				※マイナスの場合は第一表の①欄へ ※プラスの場合は第一表の①欄へ	
合計差引譲渡割額 ⑰ (⑬-⑭)				※マイナスの場合は第一表の①欄へ ※プラスの場合は第一表の①欄へ	

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

改正前

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額 ①	(付表4-2の①X欄の金額) 円 000			※第二表の①欄へ 円 000	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1	(付表4-2の①-1X欄の金額)	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	
消費税額 ②	(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ ※第二表の①欄へ	※付表5-1の②E欄へ ※第二表の①欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第二表の①欄へ	
貸倒回収に係る消費税額 ③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ	※付表5-1の③F欄へ ※第一表の①欄へ	
控除額	控除対象仕入税額 ④	(付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の④D欄又は④E欄の金額)	(付表5-1の④F欄又は④G欄の金額) ※第一表の①欄へ	
	返還等対価に係る税額 ⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の⑤D欄へ	※付表5-1の⑤F欄へ ※第二表の①欄へ	
	貸倒れに係る税額 ⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額)		※第一表の①欄へ	
	控除税額小計 ⑦ (④+⑤+⑥)	(付表4-2の⑦X欄の金額)		※第一表の①欄へ	
控除不足還付税額 ⑧ (⑦-②-③)	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※⑧E欄へ	※⑧E欄へ		
差引税額 ⑨ (②+③-⑦)	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※⑨E欄へ	※⑨E欄へ		
合計差引税額 ⑩ (⑨-⑧)				※マイナスの場合は第一表の①欄へ ※プラスの場合は第一表の①欄へ	
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	控除不足還付税額 ⑪	(付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額 ⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 ⑬ (⑫-⑪)	(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第二表の①欄へ(注1)	※マイナスの場合は第一表の①欄へ ※プラスの場合は第一表の①欄へ ※第二表の①欄へ	
譲 ⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)(注1)		
割 ⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)(注1)		
納 ⑯				※マイナスの場合は第一表の①欄へ ※プラスの場合は第一表の①欄へ	
合計差引譲渡割額 ⑰ (⑬-⑭)				※マイナスの場合は第一表の①欄へ ※プラスの場合は第一表の①欄へ	

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。
3 旧税率が適用された取引がない場合は、④、⑤、⑥、⑦、⑧欄の数値は次のとおりとする。

- ④ 「(控除)控除税額」にマイナスの場合、④E欄に「(④E欄-④F欄)×22/78」により計算した金額を記載する(④F欄の記載は不要)。
- ⑤ 「(控除)控除税額」がプラスの場合、⑤E欄に「⑤E欄」により計算した金額を記載する(⑤F欄の記載は不要)。
- ⑥ 「(控除)控除税額」がプラスの場合、⑥E欄に「⑥E欄」により計算した金額を記載する(⑥F欄の記載は不要)。
- ⑦ 「(控除)控除税額」がプラスの場合、⑦E欄に「⑦E欄」により計算した金額を記載する(⑦F欄の記載は不要)。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

改正後

第4-(4)号様式

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表
【経過措置対象課税資産の騰渡等を含む課税期間用】

簡易

課税期間	～	氏名又は名称
------	---	--------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額に 対する消費税額 ①	円 付表5-2の①X欄の金額	円 付表4-1の①D欄の金額	円 付表4-1の①E欄の金額	円 付表4-1の①F欄の金額
貸倒回収に 係る消費税額 ②	円 付表5-2の②X欄の金額	円 付表4-1の②D欄の金額	円 付表4-1の②E欄の金額	円 付表4-1の②F欄の金額
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	円 付表5-2の③X欄の金額	円 付表4-1の③D欄の金額	円 付表4-1の③E欄の金額	円 付表4-1の③F欄の金額
控除対象仕入税額等の計算 の基礎となる消費税額 ④ (①+②-③)	円 付表5-2の④X欄の金額			

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	円 付表5-2の④X欄の金額	円 各付表4-1の④D欄へ	円 各付表4-1の④E欄へ	円 各付表4-1の④F欄へ

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

事業区分別の合計額	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	売上割合
④	円 付表5-2の④X欄の金額	円	円	円	%
第一種事業 (卸売業) ⑦	円 付表5-2の⑦X欄の金額			円 各第一種事業区分欄へ	%
第二種事業 (小売業等) ⑧	円 付表5-2の⑧X欄の金額			円 *	
第三種事業 (製造業等) ⑨	円 付表5-2の⑨X欄の金額			円 *	
第四種事業 (その他) ⑩	円 付表5-2の⑩X欄の金額			円 *	
第五種事業 (サービス業等) ⑪	円 付表5-2の⑪X欄の金額			円 *	
第六種事業 (不動産業) ⑫	円 付表5-2の⑫X欄の金額			円 *	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	円 付表5-2の⑬X欄の金額	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑭	円 付表5-2の⑭X欄の金額			
第二種事業 (小売業等) ⑮	円 付表5-2の⑮X欄の金額			
第三種事業 (製造業等) ⑯	円 付表5-2の⑯X欄の金額			
第四種事業 (その他) ⑰	円 付表5-2の⑰X欄の金額			
第五種事業 (サービス業等) ⑱	円 付表5-2の⑱X欄の金額			
第六種事業 (不動産業) ⑲	円 付表5-2の⑲X欄の金額			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成して当該付表を作成する。
3 課税売上高に対する返還を受け又は振り引き・戻付をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しないう方法で経理して経費に含めている場合には、⑬から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(注10.1)以後終了課税期間用

改正前

第4-(4)号様式

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	～	氏名又は名称
------	---	--------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額に 対する消費税額 ①	円 付表5-2の①X欄の金額	円 付表4-1の①D欄の金額	円 付表4-1の①E欄の金額	円 付表4-1の①F欄の金額
貸倒回収に 係る消費税額 ②	円 付表5-2の②X欄の金額	円 付表4-1の②D欄の金額	円 付表4-1の②E欄の金額	円 付表4-1の②F欄の金額
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	円 付表5-2の③X欄の金額	円 付表4-1の③D欄の金額	円 付表4-1の③E欄の金額	円 付表4-1の③F欄の金額
控除対象仕入税額等の計算 の基礎となる消費税額 ④ (①+②-③)	円 付表5-2の④X欄の金額			

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	円 付表5-2の④X欄の金額	円 各付表4-1の④D欄へ	円 各付表4-1の④E欄へ	円 各付表4-1の④F欄へ

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

事業区分別の合計額	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	売上割合
④	円 付表5-2の④X欄の金額	円	円	円	%
第一種事業 (卸売業) ⑦	円 付表5-2の⑦X欄の金額			円 各第一種事業区分欄へ	%
第二種事業 (小売業等) ⑧	円 付表5-2の⑧X欄の金額			円 *	
第三種事業 (製造業等) ⑨	円 付表5-2の⑨X欄の金額			円 *	
第四種事業 (その他) ⑩	円 付表5-2の⑩X欄の金額			円 *	
第五種事業 (サービス業等) ⑪	円 付表5-2の⑪X欄の金額			円 *	
第六種事業 (不動産業) ⑫	円 付表5-2の⑫X欄の金額			円 *	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	円 付表5-2の⑬X欄の金額	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑭	円 付表5-2の⑭X欄の金額			
第二種事業 (小売業等) ⑮	円 付表5-2の⑮X欄の金額			
第三種事業 (製造業等) ⑯	円 付表5-2の⑯X欄の金額			
第四種事業 (その他) ⑰	円 付表5-2の⑰X欄の金額			
第五種事業 (サービス業等) ⑱	円 付表5-2の⑱X欄の金額			
第六種事業 (不動産業) ⑲	円 付表5-2の⑲X欄の金額			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成して当該付表を作成する。
3 課税売上高に対する返還を受け又は振り引き・戻付をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しないう方法で経理して経費に含めている場合には、⑬から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(注10.1)以後終了課税期間用

改正後

改正前

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑩} \times 90\% + \text{⑪} \times 80\% + \text{⑫} \times 70\% + \text{⑬} \times 60\% + \text{⑭} \times 50\% + \text{⑮} \times 40\%}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円	円

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑩} \times 90\% + \text{⑪} \times 80\% + \text{⑫} \times 70\% + \text{⑬} \times 60\% + \text{⑭} \times 50\% + \text{⑮} \times 40\%}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\frac{\text{⑦F} / \text{⑧F} \cdot \text{⑨F} / \text{⑩F} \cdot \text{⑪F} / \text{⑫F} / \text{⑬F} / \text{⑭F} / \text{⑮F} / \text{⑯F} / \text{⑰F} / \text{⑱F} / \text{⑲F} / \text{⑳F}}{\text{①} \times \text{みなし仕入率}(90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円	円

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\frac{\text{⑦F} / \text{⑧F} \cdot \text{⑨F} / \text{⑩F} \cdot \text{⑪F} / \text{⑫F} / \text{⑬F} / \text{⑭F} / \text{⑮F} / \text{⑯F} / \text{⑰F} / \text{⑱F} / \text{⑲F} / \text{⑳F}}{\text{①} \times \text{みなし仕入率}(90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑨F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 80\%}{\text{⑩}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑨F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 70\%}{\text{⑩}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑨F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 60\%}{\text{⑩}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑨F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 50\%}{\text{⑩}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑨F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 40\%}{\text{⑩}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第二種事業及び第三種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑫F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第二種事業及び第四種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑫F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第二種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑫F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第二種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑫F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第三種事業及び第四種事業 (⑯F + ⑰F) / ⑱F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑲} \times 70\% + (\text{⑳} - \text{⑲}) \times 60\%}{\text{⑲}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第三種事業及び第五種事業 (⑯F + ⑰F) / ⑱F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑲} \times 70\% + (\text{⑳} - \text{⑲}) \times 50\%}{\text{⑲}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第三種事業及び第六種事業 (⑯F + ⑰F) / ⑱F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑲} \times 70\% + (\text{⑳} - \text{⑲}) \times 40\%}{\text{⑲}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第四種事業及び第五種事業 (⑳F + ㉑F) / ㉒F ≥ 75%	① × $\frac{\text{㉓} \times 60\% + (\text{㉔} - \text{㉓}) \times 50\%}{\text{㉓}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第四種事業及び第六種事業 (⑳F + ㉑F) / ㉒F ≥ 75%	① × $\frac{\text{㉓} \times 60\% + (\text{㉔} - \text{㉓}) \times 40\%}{\text{㉓}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第五種事業及び第六種事業 (㉕F + ㉖F) / ㉗F ≥ 75%	① × $\frac{\text{㉘} \times 50\% + (\text{㉙} - \text{㉘}) \times 40\%}{\text{㉘}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑨F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 80\%}{\text{⑩}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑨F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 70\%}{\text{⑩}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑨F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 60\%}{\text{⑩}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑨F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 50\%}{\text{⑩}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑨F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 40\%}{\text{⑩}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第二種事業及び第三種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑫F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第二種事業及び第四種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑫F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第二種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑫F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第二種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑫F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第三種事業及び第四種事業 (⑯F + ⑰F) / ⑱F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑲} \times 70\% + (\text{⑳} - \text{⑲}) \times 60\%}{\text{⑲}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第三種事業及び第五種事業 (⑯F + ⑰F) / ⑱F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑲} \times 70\% + (\text{⑳} - \text{⑲}) \times 50\%}{\text{⑲}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第三種事業及び第六種事業 (⑯F + ⑰F) / ⑱F ≥ 75%	① × $\frac{\text{⑲} \times 70\% + (\text{⑳} - \text{⑲}) \times 40\%}{\text{⑲}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第四種事業及び第五種事業 (⑳F + ㉑F) / ㉒F ≥ 75%	① × $\frac{\text{㉓} \times 60\% + (\text{㉔} - \text{㉓}) \times 50\%}{\text{㉓}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第四種事業及び第六種事業 (⑳F + ㉑F) / ㉒F ≥ 75%	① × $\frac{\text{㉓} \times 60\% + (\text{㉔} - \text{㉓}) \times 40\%}{\text{㉓}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円
第五種事業及び第六種事業 (㉕F + ㉖F) / ㉗F ≥ 75%	① × $\frac{\text{㉘} \times 50\% + (\text{㉙} - \text{㉘}) \times 40\%}{\text{㉘}}$	付表5-2の⑩(金額) 円	円	円

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
選択可能な計算式区分(①~⑳)の内から選択した金額	付表5-2の⑩(金額) 円	付表4-1の⑬(額) 円	付表4-1の⑭(額) 円	付表4-1の⑮(額) 円

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
選択可能な計算式区分(①~⑳)の内から選択した金額	付表5-2の⑩(金額) 円	付表4-1の⑬(額) 円	付表4-1の⑭(額) 円	付表4-1の⑮(額) 円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成して当該付表を作成する。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成して当該付表を作成する。

改正後

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	円 000	円 000	円 000	円 000	
課税資産の譲渡等の対価の額	①	②	③	④	
	①	②	③	④	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	②	③	④	
消費税額	②	③	④	⑤	
控除過大調整税額	③	④	⑤	⑥	
控除	控除対象仕入税額	④	⑤	⑥	
	返還等対価に係る税額	⑤	⑥	⑦	
	売上げの返還等対価に係る税額	⑥	⑦	⑧	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑦	⑧	⑨	
	貸倒れに係る税額	⑧	⑨	⑩	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	⑧	⑨	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	⑨	⑩		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	⑩	⑪		
合計差引税額 (⑩-⑧)	⑩	⑪	⑫		
控除不足還付税額	⑩	⑪	⑫		
差引税額	⑪	⑫	⑬		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑩)	⑫	⑬	⑭		
譲渡付額	⑭	⑮	⑯		
割納税額	⑮	⑯	⑰		
合計差引譲渡割額 (⑰-⑭)	⑰	⑱	⑲		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

〔12月1日以後終了課税期間用〕

改正前

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	円 000	円 000	円 000	円 000	
課税資産の譲渡等の対価の額	①	②	③	④	
	①	②	③	④	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	②	③	④	
消費税額	②	③	④	⑤	
控除過大調整税額	③	④	⑤	⑥	
控除	控除対象仕入税額	④	⑤	⑥	
	返還等対価に係る税額	⑤	⑥	⑦	
	売上げの返還等対価に係る税額	⑥	⑦	⑧	
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑦	⑧	⑨	
	貸倒れに係る税額	⑧	⑨	⑩	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	⑧	⑨	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	⑨	⑩		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	⑩	⑪		
合計差引税額 (⑩-⑧)	⑩	⑪	⑫		
控除不足還付税額	⑩	⑪	⑫		
差引税額	⑪	⑫	⑬		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑩)	⑫	⑬	⑭		
譲渡付額	⑭	⑮	⑯		
割納税額	⑮	⑯	⑰		
合計差引譲渡割額 (⑰-⑭)	⑰	⑱	⑲		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

〔12月1日以後終了課税期間用〕

改正後

改正前

第4-(6)号様式

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

一般

課税期間		氏名又は名称				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)		
課税売上額(税抜き)①	円	円	円	円		
免税売上額②						
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③						
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)④				円		
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)⑤				円		
非課税売上額⑥						
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)⑦				円		
課税売上割合(④/⑦)⑧				%		
課税仕入れに係る支払対価の額(税込)⑨				円		
課税仕入れに係る消費税額⑩				円		
特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪				円		
特定課税仕入れに係る消費税額⑫				円		
課税貨物に係る消費税額⑬				円		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額⑭				円		
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩+⑫+⑬)⑮				円		
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)⑯				円		
課5課95 税債税% 売未 売上 上調 超割 高又 合場 がは が合	個別 対応 方式	⑯のうち、課税上げにのみ要するもの⑰		円		
		⑯のうち、課税上げと非課税売上げに共通して要するもの⑱		円		
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰+⑱×④/⑦)⑲		円		
控除 税調 整		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑲×④/⑦)⑳		円		
控除 税調 整		課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額㉑		円		
控除 税調 整		調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額㉒		円		
控除 税調 整		居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額㉓		円		
控除 税調 整		控除対象仕入税額[(⑯、⑲又は⑳)の金額]±㉔±㉕がプラスの時⑳		円		
控除 税調 整		控除超過大調整税額[(⑯、⑲又は⑳)の金額]±㉔±㉕がマイナスの時㉖		円		
控除 税調 整		貸倒回収に係る消費税額㉗		円		

課税期間		氏名又は名称				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)		
課税売上額(税抜き)①	円	円	円	円		
免税売上額②						
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③						
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)④				円		
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)⑤				円		
非課税売上額⑥						
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)⑦				円		
課税売上割合(④/⑦)⑧				%		
課税仕入れに係る支払対価の額(税込)⑨				円		
課税仕入れに係る消費税額⑩				円		
特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪				円		
特定課税仕入れに係る消費税額⑫				円		
課税貨物に係る消費税額⑬				円		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額⑭				円		
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩+⑫+⑬)⑮				円		
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)⑯				円		
課5課95 税債税% 売未 売上 上調 超割 高又 合場 がは が合	個別 対応 方式	⑯のうち、課税上げにのみ要するもの⑰		円		
		⑯のうち、課税上げと非課税売上げに共通して要するもの⑱		円		
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰+⑱×④/⑦)⑲		円		
控除 税調 整		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑲×④/⑦)⑳		円		
控除 税調 整		課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額㉑		円		
控除 税調 整		調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額㉒		円		
控除 税調 整		控除対象仕入税額[(⑯、⑲又は⑳)の金額]±㉔±㉕がプラスの時⑳		円		
控除 税調 整		控除超過大調整税額[(⑯、⑲又は⑳)の金額]±㉔±㉕がマイナスの時㉖		円		
控除 税調 整		貸倒回収に係る消費税額㉗		円		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率の適用対象となる金額は、当該税率を適用して付表2-1を作成する。
3 ⑮、⑯及び⑳の金額は、付表2-10の欄を計算した後に記載する。
4 ⑯及び⑰には、控除、割引き、割戻し、割引を仕入税額の処理等の金額がある場合(仕入税額の処理等に関する金額を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
(注)「」は終了課税期間用

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率の適用対象となる金額は、当該税率を適用して付表2-1を作成する。
3 ⑮、⑯及び⑳の金額は、付表2-10の欄を計算した後に記載する。
4 ⑯及び⑰には、控除、割引き、割戻し、割引を仕入税額の処理等の金額がある場合(仕入税額の処理等に関する金額を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
(注)「」は終了課税期間用

改正後

第4-(7)号様式

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額 ①	円 000	円 000	円 000	円 000	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※付表4-1の①-1X欄へ	
消費税額 ②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の①欄へ	※付表5-2の①B欄へ ※第二表の①欄へ	※付表5-2の①C欄へ ※第二表の①欄へ	※付表4-1の②X欄へ	
貸倒回収に係る消費税額 ③	※付表5-2の②A欄へ	※付表5-2の②B欄へ	※付表5-2の②C欄へ	※付表4-1の③X欄へ	
控除	控除対象仕入税額 ④	(付表5-2の③A欄又は③A欄の金額)	(付表5-2の③B欄又は③B欄の金額)	(付表5-2の③C欄又は③C欄の金額)	※付表4-1の④X欄へ
	返還等対価に係る税額 ⑤	※付表5-2の④A欄へ	※付表5-2の④B欄へ	※付表5-2の④C欄へ	※付表4-1の⑤X欄へ
	貸倒れに係る税額 ⑥				※付表4-1の⑥X欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦				※付表4-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		※⑧B欄へ	※⑧C欄へ	※付表4-1の⑧X欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑩		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	※付表4-1の⑩X欄へ	
合計差引税額 (⑩-⑧) ⑪				※付表4-1の⑪X欄へ	
控除不足還付税額 ⑫		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表4-1の⑫X欄へ	
差引税額 ⑬		(⑩B欄の金額)	(⑩C欄の金額)	※付表4-1の⑬X欄へ	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑬-⑫) ⑭		※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ	※付表4-1の⑭X欄へ	
譲渡割	還付額 ⑮	(⑧B欄×25/100)	(⑧C欄×17/63)	※付表4-1の⑮X欄へ	
	割納税額 ⑯	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表4-1の⑯X欄へ	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑯) ⑰				※付表4-1の⑰X欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

⑰.10.13以後終了課税期間用

改正前

第4-(7)号様式

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額 ①	円 000	円 000	円 000	円 000	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※付表4-1の①-1X欄へ	
消費税額 ②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の①欄へ	※付表5-2の①B欄へ ※第二表の①欄へ	※付表5-2の①C欄へ ※第二表の①欄へ	※付表4-1の②X欄へ	
貸倒回収に係る消費税額 ③	※付表5-2の②A欄へ	※付表5-2の②B欄へ	※付表5-2の②C欄へ	※付表4-1の③X欄へ	
控除	控除対象仕入税額 ④	(付表5-2の③A欄又は③A欄の金額)	(付表5-2の③B欄又は③B欄の金額)	(付表5-2の③C欄又は③C欄の金額)	※付表4-1の④X欄へ
	返還等対価に係る税額 ⑤	※付表5-2の④A欄へ	※付表5-2の④B欄へ	※付表5-2の④C欄へ	※付表4-1の⑤X欄へ
	貸倒れに係る税額 ⑥				※付表4-1の⑥X欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦				※付表4-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		※⑧B欄へ	※⑧C欄へ	※付表4-1の⑧X欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑩		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	※付表4-1の⑩X欄へ	
合計差引税額 (⑩-⑧) ⑪				※付表4-1の⑪X欄へ	
控除不足還付税額 ⑫		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表4-1の⑫X欄へ	
差引税額 ⑬		(⑩B欄の金額)	(⑩C欄の金額)	※付表4-1の⑬X欄へ	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑬-⑫) ⑭		※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ	※付表4-1の⑭X欄へ	
譲渡割	還付額 ⑮	(⑧B欄×25/100)	(⑧C欄×17/63)	※付表4-1の⑮X欄へ	
	割納税額 ⑯	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表4-1の⑯X欄へ	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑯) ⑰				※付表4-1の⑰X欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

⑰.10.13以後終了課税期間用

改正後

第4-(8)号様式

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	---------------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額 ①	付表4-2の②A欄の金額	付表4-2の②B欄の金額	付表4-2の②C欄の金額	付表5-1の②A欄へ
貸倒回収に 係る消費税額 ②	付表4-2の③A欄の金額	付表4-2の③B欄の金額	付表4-2の③C欄の金額	付表5-1の②A欄へ
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	付表4-2の④A欄の金額	付表4-2の④B欄の金額	付表4-2の④C欄の金額	付表5-1の②A欄へ
控除対象仕入税額等の計算 の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④				付表5-1の②A欄へ

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	各付表4-2の④A欄へ	各付表4-2の④B欄へ	各付表4-2の④C欄へ	付表5-1の②A欄へ

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥				付表5-1の②A欄へ
第一種事業 (卸売業) ⑦				付表5-1の②A欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑧				付表5-1の②A欄へ
第三種事業 (製造業等) ⑨				付表5-1の②A欄へ
第四種事業 (その他) ⑩				付表5-1の②A欄へ
第五種事業 (サービス業等) ⑪				付表5-1の②A欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑫				付表5-1の②A欄へ

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬				付表5-1の②A欄へ
第一種事業 (卸売業) ⑭				付表5-1の②A欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑮				付表5-1の②A欄へ
第三種事業 (製造業等) ⑯				付表5-1の②A欄へ
第四種事業 (その他) ⑰				付表5-1の②A欄へ
第五種事業 (サービス業等) ⑱				付表5-1の②A欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑲				付表5-1の②A欄へ

注意 1 金額の計算においては、1月未満の増数を切り捨てて。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。
3 課税売上高につき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で総額として課税に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。
(1/2)

【注】10.1以後終了課税期間用

改正前

第4-(8)号様式

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	---------------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額 ①	付表4-2の②A欄の金額	付表4-2の②B欄の金額	付表4-2の②C欄の金額	付表5-1の②A欄へ
貸倒回収に 係る消費税額 ②	付表4-2の③A欄の金額	付表4-2の③B欄の金額	付表4-2の③C欄の金額	付表5-1の②A欄へ
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	付表4-2の④A欄の金額	付表4-2の④B欄の金額	付表4-2の④C欄の金額	付表5-1の②A欄へ
控除対象仕入税額等の計算 の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④				付表5-1の②A欄へ

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	各付表4-2の④A欄へ	各付表4-2の④B欄へ	各付表4-2の④C欄へ	付表5-1の②A欄へ

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥				付表5-1の②A欄へ
第一種事業 (卸売業) ⑦				付表5-1の②A欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑧				付表5-1の②A欄へ
第三種事業 (製造業等) ⑨				付表5-1の②A欄へ
第四種事業 (その他) ⑩				付表5-1の②A欄へ
第五種事業 (サービス業等) ⑪				付表5-1の②A欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑫				付表5-1の②A欄へ

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬				付表5-1の②A欄へ
第一種事業 (卸売業) ⑭				付表5-1の②A欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑮				付表5-1の②A欄へ
第三種事業 (製造業等) ⑯				付表5-1の②A欄へ
第四種事業 (その他) ⑰				付表5-1の②A欄へ
第五種事業 (サービス業等) ⑱				付表5-1の②A欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑲				付表5-1の②A欄へ

注意 1 金額の計算においては、1月未満の増数を切り捨てて。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。
3 課税売上高につき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で総額として課税に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。
(1/2)

【注】10.1以後終了課税期間用

改 正 後

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 $\frac{⑩ \times 90\% + ⑪ \times 80\% + ⑫ \times 70\% + ⑬ \times 60\% + ⑭ \times 50\% + ⑮ \times 40\%}{⑯}$	円	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項目のF欄については付表5-1のF欄を参照の上)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
①F/②F・③F/④F・⑤F/⑥F/⑦F/⑧F/⑨F/⑩F/⑪F/⑫F/⑬F/⑭F/⑮F/⑯F ≥ 75%	円	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
④ × みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%)	円	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項目のF欄については付表5-1のF欄を参照の上)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (①F + ②F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑪ - ⑩) \times 80\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第一種事業及び第三種事業 (①F + ③F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑪ - ⑩) \times 70\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第一種事業及び第四種事業 (①F + ④F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑪ - ⑩) \times 60\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第一種事業及び第五種事業 (①F + ⑤F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑪ - ⑩) \times 50\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第一種事業及び第六種事業 (①F + ⑥F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑪ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第二種事業及び第三種事業 (②F + ③F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 80\% + (⑪ - ⑩) \times 70\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第二種事業及び第四種事業 (②F + ④F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 80\% + (⑪ - ⑩) \times 60\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第二種事業及び第五種事業 (②F + ⑤F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 80\% + (⑪ - ⑩) \times 50\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第二種事業及び第六種事業 (②F + ⑥F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 80\% + (⑪ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第三種事業及び第四種事業 (③F + ④F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 70\% + (⑪ - ⑩) \times 60\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第三種事業及び第五種事業 (③F + ⑤F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 70\% + (⑪ - ⑩) \times 50\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第三種事業及び第六種事業 (③F + ⑥F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 70\% + (⑪ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第四種事業及び第五種事業 (④F + ⑤F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 60\% + (⑪ - ⑩) \times 50\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第四種事業及び第六種事業 (④F + ⑥F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 60\% + (⑪ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第五種事業及び第六種事業 (⑤F + ⑥F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 50\% + (⑪ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分(⑩～⑮)の内から選択した金額	円 ※付表4-2の⑩A欄へ	円 ※付表4-2の⑩B欄へ	円 ※付表4-2の⑩C欄へ	円 ※付表5-1の⑩記載へ

注1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
注2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

(2/2)

(注1.10.1以後終了課税期間用)

改 正 前

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 $\frac{⑩ \times 90\% + ⑪ \times 80\% + ⑫ \times 70\% + ⑬ \times 60\% + ⑭ \times 50\% + ⑮ \times 40\%}{⑯}$	円	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項目のF欄については付表5-1のF欄を参照の上)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
①F/②F・③F/④F・⑤F/⑥F/⑦F/⑧F/⑨F/⑩F/⑪F/⑫F/⑬F/⑭F/⑮F ≥ 75%	円	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
④ × みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%)	円	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項目のF欄については付表5-1のF欄を参照の上)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (①F + ②F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑪ - ⑩) \times 80\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第一種事業及び第三種事業 (①F + ③F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑪ - ⑩) \times 70\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第一種事業及び第四種事業 (①F + ④F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑪ - ⑩) \times 60\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第一種事業及び第五種事業 (①F + ⑤F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑪ - ⑩) \times 50\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第一種事業及び第六種事業 (①F + ⑥F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑪ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第二種事業及び第三種事業 (②F + ③F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 80\% + (⑪ - ⑩) \times 70\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第二種事業及び第四種事業 (②F + ④F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 80\% + (⑪ - ⑩) \times 60\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第二種事業及び第五種事業 (②F + ⑤F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 80\% + (⑪ - ⑩) \times 50\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第二種事業及び第六種事業 (②F + ⑥F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 80\% + (⑪ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第三種事業及び第四種事業 (③F + ④F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 70\% + (⑪ - ⑩) \times 60\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第三種事業及び第五種事業 (③F + ⑤F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 70\% + (⑪ - ⑩) \times 50\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第三種事業及び第六種事業 (③F + ⑥F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 70\% + (⑪ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第四種事業及び第五種事業 (④F + ⑤F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 60\% + (⑪ - ⑩) \times 50\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第四種事業及び第六種事業 (④F + ⑥F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 60\% + (⑪ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ
第五種事業及び第六種事業 (⑤F + ⑥F) / ⑥F ≥ 75%	④ × $\frac{⑩ \times 50\% + (⑪ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	円	円	円 ※付表5-1の⑩記載へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分(⑩～⑮)の内から選択した金額	円 ※付表4-2の⑩A欄へ	円 ※付表4-2の⑩B欄へ	円 ※付表4-2の⑩C欄へ	円 ※付表5-1の⑩記載へ

注1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
注2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

(2/2)

(注1.10.1以後終了課税期間用)

改 正 後

改 正 前

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課税期間		・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
区 分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
課税標準額 ①		円 000	円 000	円 000
課税資産の譲渡等の対価の額	①	※①-①欄は、課税売上割合が0%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※①-①欄は、課税売上割合が0%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※①-①欄は、課税売上割合が0%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
	①-1			
特定課税仕入れに係る支払対価の額	①-2			
	①-2			
消費税額 ②				
控除過大調整税額 ③		{付表2-3の⑤+⑥A欄の合計金額}	{付表2-3の⑤+⑥B欄の合計金額}	※①-①欄は、課税売上割合が0%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
控除対象仕入税額 ④		{付表2-3の⑥A欄の金額}	{付表2-3の⑥B欄の金額}	
返還等対価に係る税額 ⑤	⑤			
	⑤-1			
売上げの返還等対価に係る税額 ⑤-2	⑤-1			
	⑤-2			
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤-2	⑤-2			
	⑤-2			
貸倒れに係る税額 ⑥				
控除税額小計額 ⑦ (④+⑤+⑥)				
控除不足還付税額 ⑧ (⑦-②-③)				
差引税額 ⑨ (②+③-⑦)				00
控除不足還付税額 ⑩	⑩			
	⑩			
差引税額 ⑪	⑪			
	⑪			00
還付額 ⑫	⑫			{⑩に額×22.7% ※①-①欄は、課税売上割合が0%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。}
	⑫			{⑩に額×22.7% ※①-①欄は、課税売上割合が0%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。}
割納税額 ⑬	⑬			
	⑬			00

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて、

(※2.4.15以後終了課税期間用)

(新設)

改 正 後

改 正 前

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称		
項目		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計
		A	B	(A+B)
課税売上額(税抜き)	①			
免税売上額	②			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			
非課税売上額	⑥			
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			
課税売上割合(④/⑦)	⑧			[%]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨			
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×6.24/100)	(⑨B欄×7.8/100)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(⑪B欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬			
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮			
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯			
課5課95 税 債 税 % 別 対 応 式 高 又 合 格 が 合 除 引	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰		
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱		
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰+⑱×④/⑦)	⑲		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑲×④/⑦)	⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒			
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓			
控除対象仕入税額 ((⑯、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑±㉒)	㉔	※付表1-3の⑮A欄へ	※付表1-3の⑮B欄へ	
控除過大調整税額 ((⑳、㉑又は⑲の金額)±㉒±㉓)	㉕	※付表1-3の⑮A欄へ	※付表1-3の⑮B欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-3の⑮A欄へ	※付表1-3の⑮B欄へ	

(新設)

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を0円特で。
2 ⑯及び⑲欄には、前払、前戻し、前戻りなど仕入税額の返還等の金額がある場合(仕入税額の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(※4.1以後終了課税期間用)

改正後

改正前

第4-(1)号様式

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		氏名又は名称		
区 分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000 ※第二表の①欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額	① ・ 1	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ
消費税額	②	※付表5-3の①A欄へ ※第二表の①欄へ	※付表5-3の①B欄へ ※第二表の①欄へ	※付表5-3の①C欄へ ※第二表の①欄へ
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-3の②A欄へ	※付表5-3の②B欄へ	※付表5-3の②C欄へ ※第一表の③欄へ
控除対象仕入税額	④	(付表5-3の③A欄又は③A欄の金額)	(付表5-3の③B欄又は③B欄の金額)	(付表5-3の③C欄又は③C欄の金額) ※第一表の④欄へ
	⑤	※付表5-3の③A欄へ	※付表5-3の③B欄へ	※付表5-3の③C欄へ ※第二表の⑤欄へ
返還等対価に係る税額	⑤			※第一表の⑤欄へ
貸倒れに係る税額	⑥			※第一表の⑥欄へ
控除税額小計額 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑧欄へ
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			00 ※第一表の⑨欄へ
地方消費税の課税標準額	⑩			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ
	⑪			00 ※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑩及び⑪欄へ
譲渡	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ
割納税額	⑬			(⑩C欄×22/78) 00 ※第一表の⑬欄へ

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。

(取116.11以後終了課税期間適用)

(新設)

改正後

改正前

第4-(12)号様式

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	氏名又は名称	
------	-------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額に 対する消費税額 ①	円 付表4-3の②A欄の金額	円 付表4-3の②B欄の金額	円 付表4-3の②C欄の金額
貸倒回収に 係る消費税額 ②	円 付表4-3の③A欄の金額	円 付表4-3の③B欄の金額	円 付表4-3の③C欄の金額
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	円 付表4-3の④A欄の金額	円 付表4-3の④B欄の金額	円 付表4-3の④C欄の金額
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (①+②-③)			

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	円 各付表4-3の⑤A欄へ	円 各付表4-3の⑤B欄へ	円 各付表4-3の⑤C欄へ

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	売上 割合
事業区分別の合計額 ⑥	円	円	円	%
第一種事業 (卸売業) ⑦			円 各第一表「事業区分別」欄へ	%
第二種事業 (小売業等) ⑧			円 *	
第三種事業 (製造業等) ⑨			円 *	
第四種事業 (その他) ⑩			円 *	
第五種事業 (サービス業等) ⑪			円 *	
第六種事業 (不動産業) ⑫			円 *	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
事業区分別の合計額 ⑬	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑭			
第二種事業 (小売業等) ⑮			
第三種事業 (製造業等) ⑯			
第四種事業 (その他) ⑰			
第五種事業 (サービス業等) ⑱			
第六種事業 (不動産業) ⑲			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑱欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(1/2)

(R1.10.1以後終了課税期間用)

(新設)

改 正 後

改 正 前

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
$\left(\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑩} \times 90\% + \text{⑪} \times 80\% + \text{⑫} \times 70\% + \text{⑬} \times 60\% + \text{⑭} \times 50\% + \text{⑮} \times 40\%} \right) \times \text{⑯}$	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
$\left(\frac{\text{⑰} \times \text{⑱} \times \text{⑲} \times \text{⑳} \times \text{㉑} \times \text{㉒} \times \text{㉓} \times \text{㉔} \times \text{㉕} \times \text{㉖} \times \text{㉗} \times \text{㉘} \times \text{㉙} \times \text{㉚} \times \text{㉛} \times \text{㉜} \times \text{㉝} \times \text{㉞} \times \text{㉟} \times \text{㊱} \times \text{㊲} \times \text{㊳} \times \text{㊴} \times \text{㊵} \times \text{㊶} \times \text{㊷} \times \text{㊸} \times \text{㊹} \times \text{㊺} \times \text{㊻} \times \text{㊼} \times \text{㊽} \times \text{㊾} \times \text{㊿} \times \text{㊿}}{\text{④} \times \text{みなし仕入率}(90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)}$	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
第一種事業及び第二種事業 ⑦C + ⑧C) / ⑥C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 80\%}{\text{⑬}}$	⑫	円
第一種事業及び第三種事業 ⑦C + ⑧C) / ⑥C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	⑫	円
第一種事業及び第四種事業 ⑦C + ⑧C) / ⑥C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	⑫	円
第一種事業及び第五種事業 ⑦C + ⑧C) / ⑥C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	⑫	円
第一種事業及び第六種事業 ⑦C + ⑧C) / ⑥C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑩} \times 90\% + (\text{⑪} - \text{⑩}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	⑫	円
第二種事業及び第三種事業 ⑨C + ⑩C) / ⑧C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 70\%}{\text{⑰}}$	⑱	円
第二種事業及び第四種事業 ⑨C + ⑩C) / ⑧C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 60\%}{\text{⑰}}$	⑱	円
第二種事業及び第五種事業 ⑨C + ⑩C) / ⑧C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 50\%}{\text{⑰}}$	⑱	円
第二種事業及び第六種事業 ⑨C + ⑩C) / ⑧C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑬} \times 80\% + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 40\%}{\text{⑰}}$	⑱	円
第三種事業及び第四種事業 ⑪C + ⑫C) / ⑩C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 70\% + (\text{⑯} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑲}}$	⑳	円
第三種事業及び第五種事業 ⑪C + ⑫C) / ⑩C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 70\% + (\text{⑯} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑲}}$	⑳	円
第三種事業及び第六種事業 ⑪C + ⑫C) / ⑩C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑮} \times 70\% + (\text{⑯} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑲}}$	⑳	円
第四種事業及び第五種事業 ⑬C + ⑭C) / ⑫C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑱} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{㉑}}$	㉒	円
第四種事業及び第六種事業 ⑬C + ⑭C) / ⑫C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑱} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{㉑}}$	㉒	円
第五種事業及び第六種事業 ⑮C + ⑯C) / ⑭C ≧ 75%	④ × $\frac{\text{⑲} \times 50\% + (\text{㉑} - \text{⑲}) \times 40\%}{\text{㉓}}$	㉔	円

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
選択可能な計算式区分(㉕～㉗)の内から選択した金額	円	円	円

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて算出する。

(2/2)

改正後

改正前

第5-1)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕 売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則3(8)D)。
以下の①～⑩欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間	・ ・ ・ ・ ・		
税率ごとの区分が困難な事業における課税資産の譲渡等	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	①	円
	通常の事業を行う連続する10営業日	②	年月日 (自) ・ ・ ・ (至) ・ ・ ・
	②の期間中に行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	③	円
	③のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)に係る部分の金額(税込み)	④	円
	軽減売上割合 (④/③) (※1)	⑤	[%] ※端数切捨て
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (①×④/③×100/108) (※1)	⑥	円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (①-⑥)×100/110 (※1)	⑦	円
	(※1) 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、軽減売上割合の算出につき困難な事情があるときは、150/100を当該割合とみなして計算することができる。その場合は、②～④欄は記載せず、⑤欄に50と記載し、⑥及び⑦欄の金額の計算において、「④/③」を「50/100」として計算する。		
課税資産の譲渡等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (※2)	⑧	円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (※3)	⑨	円
全課税資産における譲渡等	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑥合計+⑧)	⑩	円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦合計+⑨)	⑪	円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑦欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑧及び⑨欄の合計額を記載する。

(同左)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕の留意事項等</p> <p>1 この計算表における「<u>適用対象期間</u>」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法37①に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、<u>令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間に該当する期間をいいます(附則38①)。</u></p> <p>2 この計算表における「<u>軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)</u>」とは、<u>令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます(附則34①)。</u></p> <p>(1) 食料品(食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類を除く。))をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)</p> <p>イ 飲食店業等を営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)</p> <p>ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う食料品の提供(ただし一定の場合を除く。)</p> <p>(2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。)に基づく譲渡</p> <p>3 この計算表における「<u>軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)</u>」とは、<u>令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。</u></p> <p>(1) 上記の2に該当する課税資産の譲渡等 (2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等 (3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等</p> <p>4 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合は、この計算表を使用することはできません。</p>	<p style="text-align: center;">課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕の留意事項等</p> <p>1 この計算表における「<u>適用対象期間</u>」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法37①に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、<u>平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間に該当する期間をいいます(附則38①)。</u></p> <p>2 この計算表における「<u>軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)</u>」とは、<u>平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます(附則34①)。</u></p> <p>(1) 食料品(食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類を除く。))をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)</p> <p>イ 飲食店業等を営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)</p> <p>ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う食料品の提供(ただし一定の場合を除く。)</p> <p>(2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。)に基づく譲渡</p> <p>3 この計算表における「<u>軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8%適用分)</u>」とは、<u>平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。</u></p> <p>(1) 上記の2に該当する課税資産の譲渡等 (2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等 (3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等</p> <p>4 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合は、この計算表を使用することはできません。</p>

改正後

改正前

第5-(2)号様式

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表 [小売等軽減仕入割合を] 売上区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則38(2))。
以下の⑩～⑬欄に、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		

		事業の区分ごとの計算		合計
		()	()	
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	①	円	円
	特定課税仕入れに係る支払対価の額×110/100 (経過措置により旧税率が適用される場合は×108/100)	②		
	保税地域から引き取った課税貨物に係る 税込引取価額	③		
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (①+②+③)	④		
④のうち、軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)にのみ 要するものの金額(税込み)	⑤			
小売等軽減仕入割合 (⑤/④) ※1	⑥	[%] ※端数切捨て	[%] ※端数切捨て	
課税資産の譲渡等の税込価額の合計額	⑦		円	円
軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の 合計額(税抜き) (⑦×⑤/④×100/108) ※1	⑧			円
軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8% 適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑦-(⑦×⑤/④)×100/110) ※1	⑨			
※1 主として軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、小売等軽減仕入割合の算出につき困難な事情があるときは、「50/100」を当該割合とみなして計算することができます。その場合は、①～⑤欄に記載せず、⑥欄に50と記載し、⑧及び⑨欄の金額の計算において、「⑤/④」を「50/100」として計算する。				

卸の売業及び係小る課税取引以外引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の 合計額(税抜き)	⑩		円
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等(税率7.8% 適用分)の対価の額の合計額(税抜き)	⑪		

全事業に係る課税取引	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の対価の額の 合計額(税抜き) (⑤合計+⑩)	⑫	※付表1-1の①-1D欄へ	
	軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等 (税率7.8%適用分)の対価の額の合計額(税抜き) (⑨合計+⑪)	⑬	※付表1-1の①-1E欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑨欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑩及び⑪欄の合計額を記載する。

(同左)

改 正 後

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表
〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- 1 この計算表における「適用対象期間」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間に該当する期間をいいます（附則38②）。
- 2 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等（税率6.24%適用分）」とは、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則34①）。
 - (1) 飲食品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - イ 飲食店等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - (2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- 3 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等（税率7.8%適用分）」とは、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。
 - (1) 上記の2に該当する課税資産の譲渡等
 - (2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等
 - (3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等
- 4 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - (1) 簡易課税制度の適用を受ける場合
 - (2) 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕」又は「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合

改 正 前

課税資産の譲渡等の対価の額の計算表
〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- 1 この計算表における「適用対象期間」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間に該当する期間をいいます（附則38②）。
- 2 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等（税率6.24%適用分）」とは、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則34①）。
 - (1) 飲食品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - イ 飲食店等を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - (2) 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- 3 この計算表における「軽減対象資産の譲渡等以外の課税資産の譲渡等（税率7.8%適用分）」とは、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち、以下の(1)から(3)に該当しない課税資産の譲渡等をいいます。
 - (1) 上記の2に該当する課税資産の譲渡等
 - (2) 輸出免税の適用がある課税資産の譲渡等
 - (3) 税率引上げに伴う経過措置の適用により旧税率が適用される一定の課税資産の譲渡等
- 4 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - (1) 簡易課税制度の適用を受ける場合
 - (2) 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合(10営業日)を使用する課税期間用〕」又は「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合

改正後

改正前

第5-③号様式

課税仕入れ等の税額の計算表 [小売等軽減売上割合を]

仕入区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なることに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則39①)。

以下の①～⑧欄、⑩～⑫欄及び⑮欄～⑯欄には、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・	氏名又は名称			
適用対象期間	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・				
事業の区分ごとの計算					
卸売業及び小売業に係る課税取引	課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額の合計額	①	円	円	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の税込価額の合計額	②			
	小売等軽減売上割合 (②/①)	③	[%]	[%]	
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④	円	円	
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	⑤			
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (④+⑤)	⑥			円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額(※1) (⑥×②/①×6.24/108)	⑦			円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額(※1) (⑥-(⑥×②/①)×7.8/110)	⑧			円
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑨	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	円

(※1) 値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、裏面の3を参照する。

		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
卸売業及び小売業に係る課税取引の引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (※2)	⑪	円
	課税仕入れに係る消費税額	⑫	円
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	円
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑭	円
	課税貨物に係る消費税額	⑮	円
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯	円
	課税仕入れ等の税額の合計額 (⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	円

(※2) 値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、その金額を控除した後の金額を⑮欄に記載する。

全課税業に係る引	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額の合計額 (⑦合計±⑨+⑰)	⑱	円
	軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額の合計額 (⑧合計±⑩+⑱)	⑲	円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。

2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載されないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑧欄を適宜計算した上で、いづれか1枚の計算表に⑦及び⑧欄の合計額を記載する。

(同左)

改正後

課税仕入れ等の税額の計算表
〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- この計算表における「**適用対象期間**」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいいます（附則39①）。
 - この計算表における「**軽減対象資産の譲渡等（税率6.24%適用分）**」とは、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則34①）。
 - 飲食物品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - イ 飲食店業等営業者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食物品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食物品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食物品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- この計算表を使用して卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額の計算を行ったものにつき、仕入対価の返還等を受けた場合には、⑦及び⑧欄に金額を記載する前に、以下のとおりそれぞれの場合に応じて計算を行い、算出された金額を⑦及び⑧欄に記載してください（附則39②）。
 - 軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24%適用分）に係る仕入対価の返還等を受けた場合
 - ⑦欄の金額 = 軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24%適用分）の税額
－ 当該返還等の金額 × 6.24 / 108
 - 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8%適用分）に係る仕入対価の返還等を受けた場合
 - ⑧欄の金額 = 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8%適用分）の税額
－ 当該返還等の金額 × 7.8 / 110
 - 仕入対価の返還等を受けた金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合
 - ⑦欄の金額 = 軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24%適用分）の税額
－ 当該返還等の金額 × 小売等軽減売上割合 × 6.24 / 108
 - ⑧欄の金額 = 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8%適用分）の税額
－ (当該返還等の金額 - (当該返還等の金額 × 小売等軽減売上割合)) × 7.8 / 110
 - 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - 簡易課税制度の適用を受ける場合
 - 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入れ割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合

改正前

課税仕入れ等の税額の計算表
〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕の留意事項等

- この計算表における「**適用対象期間**」とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間（法37①の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち、平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいいます（附則39①）。
 - この計算表における「**軽減対象資産の譲渡等（税率6.24%適用分）**」とは、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等のうち以下の(1)及び(2)に該当するものをいいます（附則34①）。
 - 飲食物品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産を含む。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）
 - イ 飲食店業等営業者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食物品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食物品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）
 - ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食物品の提供（ただし一定の場合を除く。）
 - 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
- この計算表を使用して卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額の計算を行ったものにつき、仕入対価の返還等を受けた場合には、⑦及び⑧欄に金額を記載する前に、以下のとおりそれぞれの場合に応じて計算を行い、算出された金額を⑦及び⑧欄に記載してください（附則39②）。
 - 軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24%適用分）に係る仕入対価の返還等を受けた場合
 - ⑦欄の金額 = 軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24%適用分）の税額
－ 当該返還等の金額 × 6.24 / 108
 - 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8%適用分）に係る仕入対価の返還等を受けた場合
 - ⑧欄の金額 = 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8%適用分）の税額
－ 当該返還等の金額 × 7.8 / 110
 - 仕入対価の返還等を受けた金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合
 - ⑦欄の金額 = 軽減対象資産に係る課税仕入れ等（税率6.24%適用分）の税額
－ 当該返還等の金額 × 小売等軽減売上割合 × 6.24 / 108
 - ⑧欄の金額 = 軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等（税率7.8%適用分）の税額
－ (当該返還等の金額 - (当該返還等の金額 × 小売等軽減売上割合)) × 7.8 / 110
 - 以下の(1)又は(2)に該当する場合は、この計算表を使用することはできません。
 - 簡易課税制度の適用を受ける場合
 - 「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入れ割合を使用する課税期間用〕」を使用する場合

改 正 後

第6-1)号様式



消費税及び地方消費税の更正の請求書

令和 年 月 日	納税地	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ)	
	氏名	◎
税務署長	個人番号	

下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。

更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの課税期間	申告・更正・決定
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等		
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	

(請求額の明細)

区 分	確定額(額)	正 当 と す る 額
課税標準額①	000円	000円
消費税額②		
控除過大調整税額③		
控除対象仕入税額④		
返還等対価に係る税額⑤		
貸倒れに係る税額⑥		
控除税額小計(④+⑤+⑥)⑦		
控除不足還付税額(⑦-③)⑧		
差引税額(②+③-⑦)⑨	00	00
中間納付税額⑩	00	00
納付税額(⑩-⑨)⑪	00	00
中間納付還付税額(⑩-⑨)⑫	00	00
地方消費税の課税標準となる消費税額		
控除不足還付税額⑬		
差引税額⑭	00	00
譲渡割額		
還付税額⑮	00	00
中間納付譲渡割額⑯	00	00
納付譲渡割額(⑮-⑯)⑰	00	00
中間納付還付譲渡割額(⑮-⑯)⑱	00	00

銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
--	---

添付書類 税理士署名押印 ◎

※税務署処理欄	通信日付印	年月日	確認印	番号	備考
---------	-------	-----	-----	----	----

改 正 前

第6-1)号様式



消費税及び地方消費税の更正の請求書

平成 年 月 日	納税地	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ)	
	氏名	◎
税務署長	個人番号	

下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。

更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの課税期間	申告・更正・決定
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等		
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	

(請求額の明細)

区 分	確定額(額)	正 当 と す る 額
課税標準額①		
消費税額②		
控除過大調整税額③		
控除対象仕入税額④		
返還等対価に係る税額⑤		
貸倒れに係る税額⑥		
控除税額小計(④+⑤+⑥)⑦		
控除不足還付税額(⑦-③)⑧		
差引税額(②+③-⑦)⑨		
中間納付税額⑩		
納付税額(⑩-⑨)⑪		
中間納付還付税額(⑩-⑨)⑫		
地方消費税の課税標準となる消費税額		
控除不足還付税額⑬		
差引税額⑭		
譲渡割額		
還付税額⑮		
中間納付譲渡割額⑯		
納付譲渡割額(⑮-⑯)⑰		
中間納付還付譲渡割額(⑮-⑯)⑱		

銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
--	---

添付書類 税理士署名押印 ◎

※税務署処理欄	通信日付印	年月日	確認印	番号	備考
---------	-------	-----	-----	----	----

改 正 後

第6-42号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地 (〒 - -) (フリガナ)	印 平成 年 月 日 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 課税期間の 平成 年 月 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の 請求をします。
	法人名	
	法人番号 (フリガナ)	
	代表者氏名	
	納税地 (電話 - -)	

記		この請求前の金額	更正の請求金額
消費税額の計算	課税標準額 ①	000円	000円
	消費税額 ②		
	控除過大調整税額 ③		
	控除対象仕入税額 ④		
	返還等対価に係る税額 ⑤		
	税貸倒れに係る税額 ⑥		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦		
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		
	差引税額 (②+③-⑦) ⑨	00	00
	中間納付税額 ⑩	00	00
	納付税額 (⑩-⑧) ⑪	00	00
	中間納付還付税額 (⑩-⑪) ⑫	00	00
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額		
	控除不足還付税額 ⑬		
	差引税額 ⑭	00	00
	譲渡割額		
	還付税額 ⑮		
中間納付譲渡割額 ⑯	00	00	
納付譲渡割額 (⑮-⑯) ⑰	00	00	
中間納付還付譲渡割額 (⑰-⑮) ⑱	00	00	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	

銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	ロ ちよ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
--	-------------------------------------	---------------------------------

税理士署名押印 印

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号確認	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認印
---------	----	-----	------	------	-----	----	-------	-----	-----

改 正 前

第6-42号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	納税地 (〒 - -) (フリガナ)	印 平成 年 月 日 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 課税期間の 平成 年 月 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の 請求をします。
	法人名	
	法人番号 (フリガナ)	
	代表者氏名	
	納税地 (電話 - -)	

記		この請求前の金額	更正の請求金額
消費税額の計算	課税標準額 ①		
	消費税額 ②		
	控除過大調整税額 ③		
	控除対象仕入税額 ④		
	返還等対価に係る税額 ⑤		
	税貸倒れに係る税額 ⑥		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦		
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		
	差引税額 (②+③-⑦) ⑨		
	中間納付税額 ⑩		
	納付税額 (⑩-⑧) ⑪		
	中間納付還付税額 (⑩-⑪) ⑫		
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額		
	控除不足還付税額 ⑬		
	差引税額 ⑭		
	譲渡割額		
	還付税額 ⑮		
中間納付譲渡割額 ⑯			
納付譲渡割額 (⑮-⑯) ⑰			
中間納付還付譲渡割額 (⑰-⑮) ⑱			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	

銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	ロ ちよ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
--	-------------------------------------	---------------------------------

税理士署名押印 印

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号確認	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認印
---------	----	-----	------	------	-----	----	-------	-----	-----